

東京勸業博覧会歯科出品物の審査結果

第2報 歯磨および歯ブラシについて*

大橋正敬 西山 實**

要 旨

明治40年(1907年),東京上野で,東京府主催の東京勸業博覧会が開催され,それに出品された歯磨と歯ブラシについて前報で報告した.今回はそれらの審査結果について調べた.歯磨の受賞者は1等賞が3名,3等賞が8名,褒状が5名であった.歯ブラシの受賞者は3等賞が1名だけであった.これらの受賞者および受賞品名を表1に示した.

We separately made a report on dentifrice and toothbrush exhibited at the Tokyo Exposition for the Encouragement of Industry where held at Ueno Park, Tokyo in 1907. This report was conducted to investigate the evaluation of these dental products. Prize winners of dentifrice were 3 for the first prize, 8 for the second prize and 5 for honorable mention. Prize winner of toothbrush was only one for the third prize. Prize winners and their products were as shown in table 1 in this report.

(キーワード **Key words**)

東京勸業博覧会 The Tokyo Exposition for the Encouragement of Industry, 歯磨 Dentifrice, 歯

* The evaluation of dental products exhibited at the Tokyo Exposition for the Encouragement of Industry, II. Dentifrice and Toothbrush

** Masayoshi OHASHI and Minoru NISHIYAMA, Department of Dental Materials, Nihon University School of Dentistry 日本大学歯学部歯科理工学教室

ブラシ Toothbrush, 審査結果 Evaluation result

1. はしがき

東京勸業博覧会は,明治40年(1907年)3月20日より同年7月31日までの134日間,東京上野で東京府主催で開催され,多くの歯科用品が出品された^{1,2)}.著者ら³⁾は第1報として,これら出品物のうちの歯科器材の審査結果について報告したが,今回,第2報として,歯磨および歯ブラシの出品物の審査結果について報告する.

2. 研究資料と方法

本研究は,第1報³⁾と同じように東京勸業博覧会受賞人名録および同博覧会審査報告を主な資料として用い,歯磨は第8部(化学製品)第77類(香水,香油,臙脂,白粉,歯磨,石鹼其他ノ化粧品)⁴⁻⁶⁾,歯ブラシは第11部(皮革,羽毛,牙角,介甲製品)第106類(刷毛,刷子,羽箭其他羽毛製品)⁷⁻⁹⁾を中心に調査を行った.

3. 歯学史的事項

3.1 受賞人名録

東京勸業博覧会受賞人名録^{4,5,7,8)}から歯磨および歯ブラシ関係の受賞者およびその製品名(図1~4)をまとめて表1に示した.

3.2 審査報告

3.2.1 歯 磨

別報¹⁾のように出品部類目録第8部第77類は「香水,香油,臙脂,白粉,歯磨,石鹼其他化粧品」の出品物であったが,この審査報告¹⁰⁾で

<p>第七十七類 (香水、香油、臘、脂、白粉、齒、磨石、齒、其他、化粧用品)</p> <p>香水 大阪府東區 野々村正太郎 化粧石 兵庫縣神戶市 堀川幸七 石 大阪府東區 九ノ石製煉所 小町紅 大阪府東區 木村半兵衛 ゼーエム齒磨 大阪府東區 前神 醇一</p> <p>紀念二等賞</p> <p>紀念三等賞</p> <p>紀念褒狀</p> <p>金城香白粉、金城紅、桐林石、君の代香油、天上香白粉、京紅</p> <p>京都府下京區 山下半兵衛 京都市東區 粟津久治郎 同 野村外吉 同 中山末一 同 沼野 稔</p> <p>第七十八類 蕙香</p> <p>紀念三等賞</p> <p>紀念褒狀</p> <p>第七十九類 紙</p> <p>紀念一等賞</p> <p>美術手抄紙</p> <p>京都府下京區 山下半兵衛 京都市東區 粟津久治郎 同 野村外吉 同 中山末一 同 沼野 稔</p>	<p>第十一部 皮革、羽毛、牙角、介甲製品</p> <p>第一百六類 (刷毛、刷牙、羽帚、其他羽毛製)</p> <p>紀念三等賞</p> <p>齒刷子 大阪府東區 南久寶寺町三丁目 小林朝之助</p> <p>紀念褒狀</p> <p>羽毛製品 三重縣飯南郡 長崎佐右衛門 松坂町</p> <p>第七類 牙角、介甲、珊瑚、琥珀</p> <p>紀念褒狀</p> <p>嵌入衝立額及屏風 神奈川縣橫濱市 小林昌之助 神奈川縣 藤岡町</p>
---	--

<p>第七十七類 (香水、香油、臘、脂、白粉、齒、磨石、齒、其他、化粧用品)</p> <p>香水 大阪府東區 野々村正太郎 化粧石 兵庫縣神戶市 堀川幸七 石 大阪府東區 九ノ石製煉所 小町紅 大阪府東區 木村半兵衛 ゼーエム齒磨 大阪府東區 前神 醇一</p> <p>紀念二等賞</p> <p>紀念三等賞</p> <p>紀念褒狀</p> <p>金城香白粉、金城紅、桐林石、君の代香油、天上香白粉、京紅</p> <p>京都府下京區 山下半兵衛 京都市東區 粟津久治郎 同 野村外吉 同 中山末一 同 沼野 稔</p> <p>第七十八類 蕙香</p> <p>紀念三等賞</p> <p>紀念褒狀</p> <p>第七十九類 紙</p> <p>紀念一等賞</p> <p>美術手抄紙</p> <p>京都府下京區 山下半兵衛 京都市東區 粟津久治郎 同 野村外吉 同 中山末一 同 沼野 稔</p>	<p>第十一部 皮革、羽毛、牙角、介甲製品</p> <p>第一百六類 (刷毛、刷牙、羽帚、其他羽毛製)</p> <p>紀念三等賞</p> <p>齒刷子 大阪府東區 南久寶寺町三丁目 小林朝之助</p> <p>紀念褒狀</p> <p>羽毛製品 三重縣飯南郡 長崎佐右衛門 松坂町</p> <p>第七類 牙角、介甲、珊瑚、琥珀</p> <p>紀念褒狀</p> <p>嵌入衝立額及屏風 神奈川縣橫濱市 小林昌之助 神奈川縣 藤岡町</p>
---	--

図 3

図 4

表 1 齒磨および齒ブラシ関係の受賞者 (東京勸業博覧会受賞人名録による)

褒賞の種類	製品名	住 所	氏 名
1 等 賞	ライオン印齒磨* ダイヤモンド齒磨 象印齒磨	東京市神田区柳原川岸 東京市日本橋区馬喰町 東京市日本橋区蛸殻町	小林富次郎 平尾 贊平 安藤福太郎
3 等 賞	鹿印齒磨 ばら齒磨 ラクダ齒磨 サクラ齒磨* モデル齒磨 衛生齒磨 寶香齒磨	東京市日本橋区馬喰町 東京市京橋区南紺屋町 東京市日本橋区馬喰町 東京市日本橋区通り3丁目 東京市小石川区小日向水道町 東京市京橋区出雲町 東京市本所区横綱町	長瀬 富郎 山根 光次 武井 龍三 丸善株式会社 日本齒科製剤合資会社 福原 有信 齋藤吉次郎
記念3等賞	ゼーエム齒磨	大阪市東區高麗橋通4丁目	前神 醇一
褒 状	菊盛齒磨 朝顔齒磨 スノー齒磨 メザマン齒磨* ガス齒磨	東京市京橋区新肴町 東京市京橋区北島町 東京市浅草区向柳原町 東京市神田区久右衛門町 東京市日本橋区馬喰町	吉岡喜十郎 井岡徳太郎 古屋茂三郎 大野金五郎 亀岡 瀧司
記念3等賞	齒刷子	大阪市東區南久寶寺町3丁目	小林朝之助

* 考察参照

は、これを「第77類 香水、香油、臘脂、白粉、齒磨」と「第77類 石鹼」との2つに分けて、それぞれ別の審査官によって審査された。齒磨を含む前者の出品物の審査を行った審査官は次の通りであった。

第8部審査部長 高山甚太郎
主任、報告員 慶松勝左衛門
列座 荘司市太郎
列座 辻本 満丸

なお、この審査には次の4名が審査嘱託¹⁰⁾として参加した。

審査嘱託 平尾 賛平
審査嘱託 長瀬 富郎
審査嘱託 佐々木玄兵衛
審査嘱託 田中吉兵衛

審査講評のはじめに出品物の品目、出品点数および受賞者数が表⁶⁾(図5)にまとめてあった。そのなかで齒磨については、出品点数は75、受賞者数は1等賞牌が3、2等賞牌がなく、3等賞牌が8、褒状が4、合計15であった(考察参照、実際は褒状5、合計16)。

続いて同審査報告⁶⁾中には齒磨について次のような講評があった(図6)。

「齒磨ハ出品中粉製三分ノ二ヲ占メ煉製三分ノ一ニ居リ別ニ水齒磨ナルモノ数点アリ粉齒磨ハ概ネ炭酸カルシウムヲ主剤トセルモノニシテ品質精良ノモノ尠カラス販路遠ク海外ニ及ヘルハ喜フヘキ現象ナリ然レトモ其原料ハ皆之ヲ輸入品ニ仰クハ遺憾ノ点ナリトス蓋シ原料ノ製造ハ自ラ分業ノアルアリテ直接齒磨業者ノ経営ヲ要セサルモノナルカ如キモ今日ノ如ク多額ノ需用ヲ来シ販路ノ拡張ヲ見ルニ至リテハ当業者宜シク内地産ノ原料ヲ使用スルコトニ務メ自ラ其製出ヲ経営スルカ或ハ他人ヲ奨励シテ之ニ従事セシムルノ挙ニ出テサルヘカラス内地品ノ産出多キヲ致シ品質純良ナルヲ得ニハ終ニ原料ノ輸入ヲ杜絶シ斯業ノ根底ヲ鞏固ナラシムルヲ得ルヤ必セリ出品中支那輸出ノ目的ヲ以テ珪砂ヲ混用セルモノアリ斯ノ如キハ或ハ一時ノ利ヲ博シ得ヘキモ到底永久ノ声価ヲ維持スルモノニ非ス又過酸化カルシウムヲ混シテ殺菌ノ作用ヲ呈

品目	数量	1等賞牌	2等賞牌	3等賞牌	褒状	計
白粉	75	3	0	8	4	15
香油	108	1	1	1	0	3
香水	62	0	0	0	0	0
洗粉	39	0	0	0	0	0
化粧水	42	0	0	0	0	0
紅粉	45	0	0	0	0	0
計	456	4	1	9	4	18

更ニ品別點數ト其枚數トヲ掲ゲルハ左ノ如シ
 右表ノ如ク出品中白粉香油最多ク齒磨香水其次位ヲ占メ化粧水洗粉更ニ之ニ次ギ紅粉ニ數點ニ止マレリ先ツ白粉ヲ通過スルニ煉製ハ最も多ク水製ハ其半ニ居リ粉製ハ更ニ少數ナリ是レ使用ニ輕便ナルヨリシテ自ラ需用ノ大小アルニ因ルナランカ外ニ紙面ニ顔料ヲ塗附セル紙白粉ナルモノアリ摺帶用トシテ便宜ナルモノアリ
 白粉類ノ品質ヲ檢スルニ炭酸鉛ヲ注劑トセルモノト酸化鉛ヲ注劑トセルモノト其數ニ於テ相半ハセリ斯ノ如ク強鉛製品ノ近時大ニ増加セルハ從來白粉ヨリ來ル鉛毒ノ害ヲ避クントスルノ思想ニ基クモノニシテ洵ニ喜フヘキ現象ナリト雖モ酸化鉛ノ夜磨ニ附若シ度ハ炭酸鉛ニ比シテ弱ク又彼ノ次磷酸鉛ノ如キハ其價格不廉ニシテ一般ノ需用ヲ充タス能ハス從ヒテ炭酸鉛製品ノ未ダ勢力ヲ維持スルコト適ニ使フ超ユルヲ見ル蓋シ純酸鉛ハ其不溶性ト其結合ノ安定ナル性トニ於テ炭酸鉛ニ比シテ無害ナルノミナラス皮膚ニ附着スル度ニ於テモ優劣ナキモノナルヲ以テ期業者ニ於テ之カ研究ヲ重ク爲政者モ亦炭酸鉛ニ代フルニ炭酸鉛ヲ許容スルノ途ニ出テシト望ム
 香油ヲ通過スルニ數ニ於テ水油ハ十分ノ五ヲ占メ長開機油ハ十分ノ三ニ居リラフツラ基礎トセル

図 5

ストナスカ如キ寧口害アリテ益ナキモノト謂ハサルヘカラス共ニ一考ヲ要ス

煉齒磨ニ在リテハ一見其稠度宜シキヲ得タルモノ少シトセス然レトモ坊間販売ノ品ニ就キテ檢スルニ或ハ時日ノ經過ト共ニ乾涸シ或ハ季候ノ変移ト共ニ潮解スル等保存ノ点ニ於テ缺クル所アルヲ認ム是レ素ヨリ原料調合ノ如何ニ因ルナランモ亦容器ノ工夫ニ乏シキモノアルニ非サルカ更ニ研究ヲ要スヘキ点ナラン中ニハ結晶齒磨ト稱シ全ク乾涸セシメタルモノアリ斯ノ如キハ使用ニ便ナラス煉齒磨ノ店曝シトナリタルモノト敢テ異ナルナキカ如キハ商品トシテ不利ナルモノナリ

水齒磨ト稱スルモノハ彼ノ輸入品“オドール”ノ類ニシテ水ニ滴加シテ含嗽スルニ用ユ此等ハ将来或ハ有望ノモノナランモ出品中只水面ニ油滴トナリテ浮遊シ含嗽ニ可ナラサルモノアリ彼ノ“オドール”ノ如キハ石鹼ヲ混和スルカ故ニ能ク水中ニ乳濁融溶ス宜シク参考トナスヘシ

モノハ十分ノニ止マレリ而シテ水油中精油ノ原料トセルモノ三分ノ一ニシテ原料ノ三分ニハ
 白松油胡麻油等ヲ使用シ或ハ之ニ精油ヲ混和セルモノナリ蓋シ精油ハ粘度モゴシクト最モ別
 毛髪ニ附着シテ之ヲ粘結セシムルモノナリ以テ從テモ原料トセルモノナリ然レトモ其精
 製ニシテ不完全ナランニハ精製シテ惡臭ハ散ラコト他ノ植物油ト異ナラス出品中二三ハ精製法成
 酒光法ニヨリ完全ニ脱色シタルモノナラス蓋シ白質糖液及膠質脂肪除去シタルモノアリト雖モ
 一般ニ此點ニ留心セル者少キハ精製ナリトス但精油ハ其産額ニ制限アルヲ以テ價格亦不廉ナリ
 レス將來ニ至リテハ精油ノ如キ性質類似ノモノノ代用ニシテ工夫ノ製法ニハ自製油胡麻油ノ如キモノ
 在リテハ其精製ニ於テハ精油ト異ナラス是レ亦一層ノ研究ヲ行フベシ
 松油精油ハ水油ヲ基礎トシ之ニ木燻等ヲ混和セルモノニ逃キタルヲ以テ特ニ當ラヘキナシ
 能ク漆黒粘油ナラシムルモノハ一級ニ外他種油ニ劣ルモノナリ且此等ハ往々ニシテ香體濃厚ニ含
 スルカ故ニ之ヲ使用セル者ハ品質ノ選擇精製ニ注意セサルヘカラス蓋シ香油ノ原料ハ植物油ノ取
 香氣ハ時好ノ流行ニ投スルモノ策ノ得タルモノナランカ
 齒原ハ出品中精製三分ノ二ヲ占メ精製三分ノ一ハ居リ別ニ水燻等ヲ用テ粉砕シテ粉砕後ハ
 酸カカリシムトフ主成分セルモノニシテ品質精良ノモノナラズ販路遠ク海外ニ及ハルハ喜ソヘキ
 現象ナリ然レトモ其原料ハ皆之ヲ輸入品ニ倚ルハ遺憾ノ點ナリトス蓋シ原料ノ製造ハ自今分業ノ
 アルアリテ直接齒原業者ノ經營ヲ要セサルモノナラズ如キモノ今日ノ如ク多額ノ費用ヲ要シ販路ノ遠
 人ヲ獎勵シテ之ニ從事セシムルノ舉ニ出テサルヘカラス内地品ノ産出多キ致シ品質純良ナルヲ得
 シニハ終ニ原料ノ輸入ヲ杜絶シ斯業ノ根柢ヲ鞏固ナラシムルヲ得ルベキ也出品中支那産品ノ目
 ヲ以テ珪砂ヲ混用セルモノアリ斯ノ如キハ或ハ一時ノ利ヲ得ヘキモ到底永久ノ利益ヲ維持スル

圖 6

ラルルニ及ヒ斯業ハ驚クヘキ速カラ以テ発達シ
 29年ノ頃ニ至リテハ殆ト外国品ノ輸入ヲ杜絶ス
 ルノミナラス初メテ米國ヲ主トシテ清韓兩國等
 ニ向ケ輸出ノ途ヲ開クニ至レリ後35年ゼ、ロー
 ヤル刷子会社其他二三ノ大工場大阪ニ設定セラ
 レ斯業ハ遂ニ動スヘカラサル基礎ノ上ニ置カル
 ト同時ニ其輸出額ノ増加モ亦實ニ驚クヘキモ
 ノアリ誠ニ最近10年間ニ於ケル刷子ノ輸出統計
 ヲ次ニ示シ這間ノ消息ヲ窺フノ資ニ供セン

30年	245, 203円
31年	303, 872
32年	286, 430
33年	384, 797
34年	457, 043
35年	626, 327
36年	919, 881
37年	892, 354
38年	897, 847
39年	1, 193, 718

本品ノ過去ニ於ケル輸出ノ盛況ハ之ヲ以テ知
 ルヘク前途ノ好望ナルコトモ亦察スルニ難カラ

モノニ非ス又過酸價カガシムト混シテ殺菌ノ作用ヲ呈ストナシカ如キ容ロ富アリテ益ナキモノト
 前ハナルヘカラス其ニ考ヲ要ス
 殊齒原ニ在リテハ一見其稠度宜シキヲ得タルモノ少シトモ然レトモ均間販賣ノ品ニ欲キテ檢スル
 或ハ時日ノ経過ト共ニ乾澀シ或ハ季節ト共ニ稠度スル等保存ノ難ニ於テ缺タル所アルヲ認
 ム是レ素ヨリ原料調合ノ如何ニ因ルベシトモ亦容器ノ工夫ニモシキモノアルニ非サルカ更ニ研究ヲ
 要スヘキ點ナラン中ニハ精製齒原ト稱シ全ク乾澀セシタルモノアリト斯ノ如キハ使用ニ便ナラス
 齒原ノ腐敗トナリタルモノト取テ異ナルナキカ如キハ商品トシテ不利ナルモノナリ
 亦齒原ト稱スルモノハ彼ノ輸入品トシテ類ニシテ水ニ溶加シテ含炭スルニ用ユ此等ハ貯藏或ハ
 有量ノモノナランモ出品中只水面ニ油滴トナリテ浮遊シ合炭ニ可ナラサルモノアリ彼ノオドール
 如キハ石炭ヲ混和スルカ故ニ能ク水中ニ乳濁液溶ス宜シク參考トナスヘシ
 香水ハ概シテ製法効力ナリト稱セサルヲ得ス其價及外觀ノ美ニ於テハ洋品ニ模倣シテ廉價發售セル
 テ内容ハ二三ノ除キテ不完全ナルモノ多シ試ニ其香氣ノ揮散度ヲ檢スルニ數時間ヲ出テシテ既ニ
 余ク之ヲ感セサルモノ少シトモ或ハ又揮散スルノ同時ニ汚染ノ跡ヲ止メ極強固不決ノ氣ヲ遺ス
 モノアリ此等ハアルコトモ或ハアルモノハ其香氣ノ揮散度ヲ檢スルニ因ルナラン又或ハアルモノ
 一ニス誠ハアルコトモ或ハアルモノハ其香氣ノ揮散度ヲ檢スルニ因ルナラン又或ハアルモノハ其香氣ノ揮散
 ヲ以テシ然ラシテ他種セル香氣ヲ發セシムルモノト香水ノ宋能ニシテ然ラズンハ宋多ク香水ト稱
 スルニ足ラザルナリ
 中ニハ本邦産花ヲ原料トシテ特色アルモノヲ製出セルアリ此等ハ其注意ト工夫トニ於テ探ルハキ
 點多シトモ然レトモ其原料ノ製法不完全ナルカ爲メニ香水トシテ品質ニヘキ點ナク却テ衣箱ノ汚
 染スルノ缺點アリ更ニ研究ヲ積ミ完全ナル揮散油ヲ抽出シ以テ精製ヲ得ルニ務ムヘキナリ香水ハ
 附帯シテ日本産揮散油類ノ出品セル者第一ニアリ規模多小ナルカ如キモ獨有ノモノナルヘシ

3.2.2 齒ブラシ

第11部の審査部長は手島精一¹¹⁾で、審査報告第
 11部第106類の審査官⁹⁾は次のとおりであった。

- 審査官 中村 孝
- 審査官 石原卯八
- 審査官 松倉順一

講評は齒ブラシ単独でなく刷子類としてまとめ
 られていたの、次にその部分⁹⁾を採録した。

「刷子製造業ノ本邦ニ創始セラレシハ明治14
 年ノ頃ニシテ當時ハ所謂骨細工職ナル者ノ副業
 ニ属センカ其後外国製品ノ輸入益々盛ニシテ斯
 業ノ前途大に囑目スヘキモノアルヲ看取スルヤ
 従来刷毛ノ製造ニ従ヒタル者ニシテ漸次本品ノ
 製造ヲ兼ヌル者アリ或ハ全ク本業ニ転スル者等
 出テ来リ従ヒテ之カ製造ノ數モ追々増加スルニ
 至リタルカ而モ單ニ外国品ノ模造ニ止マリ僅カ
 ニ内地需用ノ幾分ヲ充タシ輸入品ノ防遏ニ多少
 ノ効アリシノミニシテ未タ海外輸出ニ供セラル
 ルニ至ラス明治21年大阪ニ今ノ関西刷毛工場ノ
 前身ナル関西貿易会社及帝國ブラシ株式会社ノ
 前身ナル大阪盛業株式会社ノ二大工場ノ設定セ

ス現時本邦ニ於ケル本品ノ主産地ハ言フマテモ
ナク大阪ナリ其製造規模ノ宏大ニシテ能ク整備
シタル將其産額ノ鉅大ニシテ而モ製品ノ能ク統
一シタル到底他地方ノ企及スヘカラサル所ニシ
テ同地産品カ独リ内地需要ノ大部分ヲ充タスノ
ミナラス海外輸出額ノ殆ト全部ヲ供給シツツア
ルハ宜ナリト謂フヘク從ヒテ本邦ノ斯業ハ大阪
ニ由リ代表セラルルト謂フモ過当ナラサルナリ

然ルニ当博覧會ニ於ケル本類中大阪ノ出品ハ
単ニ1名ノミニシテ而モ其出品ハ同地ノ代表的
製品ト見做ス能ハサルヲ以テ今回ノ出品ニ於テ
最モ著キ進歩ノ成績ヲ表シタル東京府下ノ製品
ト技術上ノ優劣ヲ比較スルノ機会ヲ逸シタルハ
頗ル遺憾トスル所ナリ東京出品ノ刷子ハ家庭用
トシテハ頭刷子、帽子刷子、服刷子、爪刷子、
髭刷子、齒刷子、靴刷子等職業及雑用トシテハ
澁刷子、ペンキ刷子、ワニス刷子、薬局用瓶刷
子、試験管刷子、紡績用刷子、写字器用刷子、
汽罐掃除用刷子等其種類多様ニ涉リ苟モ刷子ノ
応用シ得ラルヘキ圈内ニ向ヒテハ殆ト遺算ナキ
マテニ其用途ヲ拡張セルノ状ヲ見タリ其製作上
ニ於ケル技術ハ概シテ良好ニシテ一見舶來品ニ
比シ遜色ナク大阪製品ニ比較シテ却リテ優越セ
ルモノ少カスラ即チ蓋ニ彫刻金属ヲ応用シタル
モノノ如キ其一例ナリ然レトモ製造上ノ規模ニ
至リテハ大阪ノ盛大ナルニ及ハサルコト勿論ニ
シテ其動力機ヲ使用セル者僅カニ2等賞ヲ得タ
ル徳永保之助1名ノミ且原料ノ大部分ハ其供給
ヲ大阪ニ仰クノ狀況ナレハ製産額ノ多カラサル
ハ固ヨリ異ムニ足ラス故ニ東京ノ当事者ニ對シ
テ今後望ム所ハ益々機械力ヲ応用シ産額ノ増加
ヲ図ルト共ニ上等物ノ製作ニ力ヲ尽シ大阪製品
ト異ナリタル方面ニ其特色ヲ發揮スルニ在リ是
職工勞賃ノ差異原料需給ノ便否等ヨリ見テ最モ
策ノ得タルモノナレハナリ更ニ斯業ノ全般ニ就
キテ一言センニ刷子ノ製造ハ機械力ヲ使用スル
コト少カラサルニ非サルモ概シテ手工ニ屬スル
モノニシテ整毛、毛植、研塗等ノ主要ナル工程ハ
全ク手工ノミニ成レルモノナレハ欧米ノ如キ職
工勞賃ノ高キ邦ニテハ徒ニ生産費ノミ嵩マリテ
収利少ク斯業存立ノ範圍ヲ余スコト寔ニ僅少ナ

リ之ニ反シテ本邦ノ如キハ假令其原料ノ大部分
ヲ外国ニ仰クト雖モ勞銀ノ低廉ト手技ノ特長ト
ヲ以テ彼ニ比シス業ノ經營上ニ優位ノ地歩ヲ占
ムルコトハ彼ノ佛人“ルーネン”カ大阪ノ地ヲ
トシ資本金120余萬円ヲ投シテ“ゼ、ロヤール”
刷子会社ヲ創設シタルニ徴シテモ明カナリ地位
ノ利既ニ斯ノ如ク而モ内外ノ需用日ニ月ニ増加
ノ傾向アレバ當業者タル者宜シク斯業ノ經營上
ニ深ク研究シ製法ノ改良ト販路ノ擴張トニ銳意
スヘキナリ」

4. 考 察

本研究は、明治40年東京府主催の東京勸業博覧
會齒科出品物のうち、齒磨および齒ブラシの審査
結果について調査したもので、前章のように新し
い史実を明らかにすることができた。

齒磨の受賞者は、表1に示したように、1等賞
3名、3等賞7名、記念3等賞1名、褒状5名、
合計16名で、齒ブラシの受賞者は記念3等賞1名
だけであった。なお、本博覧會は東京府主催のた
め、東京府民の出品が中心であったが、他府県民
の出品は参考品¹²⁾として出品が認められ、その優
秀な出品に対して記念賞牌¹²⁾が贈られた。記念3
等賞を受賞したものが、齒磨と齒ブラシに各1名
ずつあったがいずれも大阪からの出品者であっ
た。

齒磨の出品者は20名²⁾で、そのうち16名が受賞
し、8割に達する高受賞率であった。1等賞を受
賞した小林富次郎^{13,14)}、平尾贊平^{13,14)}および安藤
福太郎^{13,14)}の3名は明治36年開催の第5回内国勸
業博覧會にも出品し、いずれも2等賞を獲得した
当時の業界トップクラスで、常に品質向上に努力
していた賜物であろう。3等賞を受賞した長瀬富
郎^{13,14)}、齋藤吉次郎^{13,14)}および大阪からの出品者
で記念3等賞を受賞した前神醇一^{13,14)}の3名は第
5回内国勸業博覧會でも3等賞を、同じく3等賞
を受賞した丸善株式会社²⁾および福原有信^{13,14)}は
前回褒状を受賞した。褒状の大野金五郎^{13~16)}は
前に2回ほど内国勸業博覧會に出品したけれども
今回はじめての受賞であった。その他の7名は今
回はじめて出品者であったにもかかわらず受賞の

榮譽に輝いた。

審査報告⁶⁾ (図5)には歯磨の受賞者は1等賞が3名、2等賞がなし、3等賞が8名、褒状が4名、合計15名と記録されているが、われわれが受賞人名録⁴⁾を調査した結果、褒状の受賞者は図2でも明らかなように5名であることを確認し、表1にその5名の受賞者名を記載した。このように審査報告⁶⁾の褒状4名、合計15名とあるのは明らかに褒状5名、合計16名の誤植と考えられる。

また、受賞人名録⁴⁾の109頁(図1)と110頁(図2)とに「三等賞」が2カ所にあるが、両者の3等賞受賞者は7名で、記念3等賞者1名(図3)を加えて合計8名となり、審査報告⁶⁾(表1)の3等賞受賞者8名と一致することから、後者110頁(図2)の「三等賞」は全く意味がなく不必要なものと考えられる。

波多海蔵¹³⁻¹⁶⁾は第1回から第5回までの各国内国勸業博覧会に歯磨を連続出品し、しかも毎回受賞の榮譽に輝いた業界トップの長老であったと推察されるにもかかわらず、地元の東京府主催の本博覧会には何も出品しなかった。その理由は明らかでない。

別報³⁾の歯科器材では、受賞人名録のなかで受賞者とその品名が明らかにされ、その審査報告でも主な受賞品について個々に評価がされていたが、歯磨では受賞者とその品名が明らかにされていたけれども、その審査報告⁶⁾では粉歯磨、練歯磨および水歯磨の3種類に分けてそれぞれ評価されただけで、個々の出品物に対する評価は全くなかった。そしてその審査報告⁶⁾で、歯磨の出品中、粉歯磨が2/3、練歯磨が1/3占め、別に水歯磨が数点あったことを明らかにしている。しかし、出品目録²⁾および受賞人名録⁴⁾(図1~3)には粉歯磨および練歯磨の区別が明記されていないので、本研究では、どれが粉歯磨で、どれが練歯磨であったか区別することができなかった。ただ、浅井国太郎²⁾だけは、「ドクトル水歯磨外2点」と明らかに水歯磨を出品したことが明白で、審査報告⁶⁾に、「別ニ水歯磨ナルモノ数点アリ」と述べているのは、この浅井国太郎の出品であったと思われる。しかし、その講評で「出品中只水

面ニ油滴トナリテ浮遊シ含嗽ニ可ナラサルモノアリ」とあって受賞の対象とならなかった。

歯磨の出品中2/3を占めた粉歯磨について、講評では、主成分として炭酸カルシウムを使用したものに品質良好なものがあったことを認めている。しかしその原料はほとんど輸入品に依存していたようである⁶⁾。過去5回開催された各国内国勸業博覧会に出品された歯磨の成分に関する記録は乏しいが、主成分として炭酸カルシウムの名が出たのは今回がはじめてであった。炭酸カルシウムは現在でも歯磨剤の成分¹⁷⁾として使用され、天然には方解石、大理石、石灰石などの鉱石として産出するが、今回用いられたものは「原料ノ製造ハ」⁶⁾とあることから人工的に製造されたものと考えられる。明治政府の科学振興政策によって、わが国の化学技術もある程度進展してきたと思われるが、その原料を全部輸入に依存していたことから、当時それを製造できる技術レベルに達していなかったことが判明した。そして講評⁶⁾では、輸入に依存している原料の一日も早く国産化することを強く要望した。

また、その講評⁶⁾のなかで、「出品中支那輸出ノ目的ヲ以テ硅砂ヲ混用セルモノアリ」「又過酸化カルシウムヲ混シテ殺菌ノ作用ヲ呈ストナスカ如キ寧口害アリテ益ナキモノト謂ハサルヘカラス」と、かなりの粗悪品があったようで、入賞しなかった水歯磨出品の1名を除く他の3名の出品中にそのようなものがあったと考えられる。

歯磨の出品中1/3を占める練歯磨⁶⁾はその稠度を使用するのに適切であると認められた出品物があったが、市販品のなかには時間の経過とともに乾固したり、品質が変化するものがあったりして保存性に問題のあることが指摘された。

3.2.1で述べたように、第8部第77類は2つに分けられ、歯磨の審査¹⁰⁾は、第8部審査部長高山甚太郎、主任、報告員慶松勝左衛門、列座荘司市太郎および列座辻本満丸の4名で行われたが、さらに審査囑託として平尾贊平、長瀬富郎、佐々木玄兵衛および田中吉兵衛の4名が参加した。これらの審査に関与した審査官および審査囑託の当時の役職を東京勸業博覧会審査報告¹⁸⁾によれば、審

表 2 同一歯磨の製品名表示の相違

No.	出品者	製品名	
		出品目録	受賞人名録
1	小林富次郎	ライオン歯磨	ライオン印歯磨
2	丸善株式会社	櫻歯磨	サクラ歯磨
3	大野金五郎	めざまし歯磨	メザマン歯磨

査部長の高山甚太郎は工業試験所技師で工学博士、主任の慶松勝左衛門は東京衛生試験所技師、荘司市太郎は農商務技師、辻本満丸は工業試験所技師であった。審査嘱託4名についてはその役職の記載がなかったが、本博覧会で審査を担当する第77類の出品者であると同時にその受賞者でもあった。すなわち、平尾贊平はダイヤモンド歯磨で1等賞(図1)、長瀬富郎は鹿印歯磨で3等賞(図1)、佐々木玄兵衛は無鉛ローヤル白粉で3等賞(図2)および田中吉兵衛はムスク香水で3等賞(図2)の受賞者であった。

東京勸業博覧会規則第46条¹²⁾によれば、「審査官審査員ハ自己ノ出品物又ハ自己カ採取産出製造考按ニ参与シタル出品物ノ審査ニ與カルコトヲ得ス」とあるので、それぞれ自分の出品物の審査に直接参加しなかったと考えられるが、審査嘱託という立場での参加が審査に間接的に影響を及ぼしたのではないかと疑問が残る。むしろ出品しなかったものなから審査嘱託を選ぶべきであったと考えられる。

受賞者とその品名を受賞人名録から受賞等級別に表1にまとめてみたが、別報²⁾の出品目録の出品名と比較すると両者間に表示法の異なるものがあった。常識的には同一製品の出品名と受賞品名とが異なるということは考えられない。そこで両者で品名の異なるものを表2は示し、この相違点について次に考察を試みる。

出品名は「ライオン歯磨」であるのに、受賞品名は「ライオン印歯磨(図1)」と「印」が入っている。出品者の小林富次郎¹⁹⁾は明治29年3月、「獅子印ライオン歯磨」として商標登録し、同年7月に発売を開始した。当時市販されていた粉歯磨の表示は、歯学史資料図鑑(図67)²⁰⁾でも明らかな

ように、その中央に起き上ってのはるか前方をへいげいしているライオンの雄姿が描かれ、その上に「LION」「SANITARY DENTIFRICE」の英文が入り、さらに和文で商標登録した「獅子印」と縦書きで小さく、続いて「ライオン歯磨」と大きく右からの横書きで表示されていた。「獅子印ライオン歯磨」は正式名称であるが、ライオン歯磨80年史¹⁹⁾の記述には「ライオン歯磨」と「獅子印」を略した記述が随所にみられるので、一般に「ライオン歯磨」と呼んでいたのであろう。また出品目録に「ライオン歯磨」と明記されていたことから出品申請時には商標登録した「獅子印ライオン歯磨」でなく、「獅子印」を略した「ライオン歯磨」で申請したものと考えられる。

一方、公式な受賞者名簿である受賞人名録⁴⁾には「ライオン印歯磨」(図1)と明記され、出品目録²⁾の「ライオン歯磨」と異なる。ライオン歯磨80年史¹⁹⁾、歯学史資料図鑑^{20,21)}および歯磨の歴史²²⁾を調べても「ライオン印歯磨」と「印」のついた用語は全く見当たらない。この受賞人名録は東京勸業博覧会が編集した公式記録であるので、「ライオン印歯磨」は出品目録²⁾にある「ライオン歯磨」の単なる誤植であると考えられない。

それは、当時、「象印歯磨」「鹿印歯磨」(表1、図1)のように「何々印」と称する歯磨¹³⁾が多く市販されていたこともあって、審査官が「獅子」は英語で「LION」であることから、「獅子印ライオン歯磨」は「ライオン印ライオン歯磨」ということもできるが、「ライオン」が重複するので、後の「ライオン」を略して「ライオン印歯磨」と受賞人名録に記載したためではないだろうか。

ライオン歯磨80年史¹⁹⁾によれば、明治40年前後の活動として、とくに東京勸業博覧会での活動の項を設けて、

「小林商店ではこの博覧会に協賛して、会場の入口にあった某料亭の2階屋上にライオン特設館を設置した。そして、館の正面には剝製のライオンを陳列したが、これはとくにロンドンから取寄せたもので、その大きさといい剝製技術といい、その当時の博物学的常識から考えて物珍しいものであった。

もうひとつ、これと並んで入場者の注目の的となったのは香水の噴水塔である。これに用いられた香水は、取引先のブッシュ香料会社特製品のバイロラ香水で、同社からとくに小林商店に寄贈されたものであった。

普通の香水ならどこでも見ることができるが、香水の噴水装置というのはこれまで見たことがない珍しいものであり、ライオンの大剝製と並んで参観する人びとを引き寄せた。」と述べ、ライオン歯磨の小林商店がいかにも本博覧会の広告宣伝および販売促進活動に力をいれていたことが理解される。しかも、品質の改良や管理に努力していたためであろう。明治40年前後の諸活動として各種博覧会への出品の項¹⁹⁾では、明治30年、博覧会創立25年京都記念博覧会で進歩賞、明治31年、第2回五二会全国品評会で進歩銀牌、明治36年、第5回内国勸業博覧会で2等賞牌、明治37年、米国セントルイス万国博覧会で名誉銀牌、明治42年、米国シアトル太平洋博覧会で金牌、明治43年、日英ロンドン博覧会で金牌を受賞したとライオン歯磨の栄誉を列記している。ところが、明治40年の本博覧会に出品して1等賞を受賞したにもかかわらず、その記述が全くない。しかも前述のように小林商店は本博覧会での広告宣伝や販売促進にとくに力を入れていたうえに、審査の結果、その出品物の優秀性が認められて1等賞を受賞したことは小林商店にとってこのうえもない栄誉であったに相違ない。この事実の記載もれは残念なことであったが、参考資料中の各種博覧会受賞一覧(127頁)¹⁹⁾にはわずかにその事実の記載があった。

丸善株式会社は出品目録²⁾で「櫻歯磨」を出品し、受賞人名録では「サクラ歯磨」(図3)で3等賞を受賞している。発音は両者とも全く同じであるが、出品では漢字で「櫻」、受賞では、片仮名で「サクラ」となっている。歯学史資料図鑑(初版)²¹⁾を調べると、東京丸善製「さくら歯磨(図97)」と平仮名を用いている。その図97²¹⁾を見ると、「Sakura」「Tooth Powder」と品名は英文だけで、漢字、片仮名、平仮名による和文の表示はなく、ただ、「発売元東京丸善」は漢字で表示されていた。しかし、同図鑑(増補改訂版)²⁰⁾で

は、東京丸善製「Sakura 歯磨」と訂正されていた。その他、この丸善製歯磨を歯磨の歴史²²⁾、ライオン歯磨80年史¹⁹⁾や山田平太²³⁾によれば、いずれも「さくら歯磨」と平仮名での表示であった。丸善は出品目録にあるように「櫻歯磨」で出品申請したと考えられるが、公式記録である受賞人名録にはなぜ「サクラ歯磨」と片仮名表示となったのであろうか。また、他の文献^{19), 22), 23)}は「さくら歯磨」と平仮名表示になっていたのはなぜだろうか。それは前述のようにこの商品名が全部英文で「Sakura」「Tooth Powder」と表示されていたので、これを日本語に表示するのに、人によって漢字、片仮名あるいは平仮名で表示したためであろう。出品時に丸善は「櫻歯磨」として申請したので出品目録には申請通りに記載されたのであろう。一方、英文だけの同出品物を審査した審査官は日本名として「サクラ歯磨」と受賞人名録に記載してしまったためではないだろうか。いずれにしろ、この丸善製の歯磨の品名には英文名、漢字名、片仮名および平仮名の4つの表示方式が使用されていたわけである。それはこの商品名「Sakura」「Tooth Powder」と英文表示だけであったので、それを日本語で表示する場合に一定の日本語表示法が決められていなかったため、人によって漢字名の「櫻歯磨」、片仮名の「サクラ歯磨」あるいは平仮名の「さくら歯磨」と3つのいずれかの方式で表示することになったわけである。丸善(出品者名：高須信経)²⁾は第5回内国勸業博覧会のとくと同じように「櫻歯磨²⁾」として出品していたけれども、出品物には英文名の表示しかなかったことから考察すると、図鑑(増補改訂版)²⁰⁾のように「Sakura 歯磨」と表示するのが最も適切であったと考えられる。

次に、大野金五郎は代表的出品物1点として「めざまし歯磨」を出品し、「メザマシ歯磨」(図2)で褒状を受賞した。すなわち、出品名は平仮名で、受賞品名は片仮名である。歯学史資料図鑑(図74、明治34年発売のめざましハミガキ)²⁰⁾では、上部に登録商標「MEZAMASHI」とあり、順次下方に「Tooth Powder」、右からの横書きで「めざまし」と平仮名、さらに同じく横書きで「ハ

ミガキ」と片仮名で表示してある。この歯磨の固有名詞は正確には「めざまし」の中央2字が草書体になっているので、それが商標登録かも知れないが、現在では、これも平仮名表示と考えても間違いではないだろう。文献を調べると、大野金五郎製の歯磨の表示には、「めざまし MEZAMA-SHI」^{20,22)}、「目覚しはみがき」²³⁾ および「めざまし歯磨」^{20,24)}がある。「めざまし MEZAMASHI」および「目覚しはみがき」の両者は明治初年から同20年ごろの発売で古く、残る平仮名表示の「めざまし歯磨」は明治34年発売²⁰⁾で、出品目録の出品名と一致するところから、当時この表示法が一般的であったと考えられる。

第5回内国勸業博覧会の出品目録¹³⁾によれば、大野金五郎¹³⁾は片仮名表示の「メザマン歯磨」で出品しているにもかかわらず、本博覧会では平仮名表示の「めざまし歯磨」で出品し、しかもその同一出品物が片仮名表示の「メザマン歯磨」で褒状を受賞した。前述のように製品の表示通りに「めざまし歯磨」とするのが常識的であるのに、第5回内国勸業博覧会¹³⁾の出品目録や本博覧会の受賞人名録のように「メザマン歯磨」と固有名詞を片仮名表示にした理由は明らかでない。

表2に同一製品で出品名と受賞品名との表示法が異なる3種の歯磨を示し、その異なる理由について、出品者の出品物の表示が最も適切であると考察してきたが、公式記録である受賞人名録の明らかな誤りと認められる根拠がないので、受賞人名録のまま表1に記載した。

その他、代表的出品物1点の出品名と受賞品名とが異なる製品があったが、これは前記3種の同一製品の出品名と受賞名との表記法の相違によるものでなく、受賞した製品が代表的出品物1点の製品ではなく、「外何点」のなかに含まれていた別の製品であった。すなわち、斎藤吉次郎は代表的出品物1点として、「梅香散歯磨」を出品したが、3等賞を受賞したのは「寶香歯磨」であった。歯学史資料図鑑²⁰⁾によれば、伊勢屋吉次郎（両国横綱町）本家歯磨製造所は「寶香」、「梅香散」および「日本散」を、ライオン歯磨80年史²⁴⁾によれば、東両国横綱町の伊勢屋吉次郎（斎藤）は「寶

香」、「玉蘭薬歯磨」、「薬歯磨日本散」、「梅香散」、「金牌歯磨」および「赤帽子煉歯磨」を市販していたので、斎藤吉次郎は本博覧会にこれらの歯磨を出品したものと考えられる。そして受賞したのは、彼の代表的出品物1点「梅香散歯磨」ではなく、外14点のなかの出品物「寶香歯磨」であった。

歯ブラシの主生産地は大阪であった¹³⁾が、今回は東京府主催のためか、大阪からの歯ブラシの出品者は小林朝之助の1名だけで、しかもはじめての出品にもかかわらず記念3等賞を受賞した。東京からも1名だけ歯ブラシを出品したが入賞しなかった。

歯ブラシの審査は第11部審査部長 手島精一のもとで、中村孝、石原卯八、松倉順一の計4名によって行われ、歯磨の審査のように審査囑託の任命はなかった。東京勸業博覧会実記²⁵⁾によれば、審査官の当時の役職は、手島精一が東京高等工業学校長、松倉順一が商品陳列館技師であった。石原卯八は従六位とあるだけで役職の記載がなかった。中村孝についてはその氏名さえ見当らなく記載もれであった。

5. む す び

明治40年（1907年）開催された東京府主催の東京勸業博覧会に出品された歯磨および歯ブラシ関係の審査資料を調査した結果、次のようなことが明らかになった。

(1) 歯磨の受賞者は16名であった。1等賞は小林富次郎、平尾賛平および安藤福太郎の3名、2等賞はなく、3等賞は長瀬富郎、山根光次、武井龍三、丸善株式会社、日本歯科製剤合資会社、福原有信および斎藤吉次郎の7名、記念3等賞は前神醇一の1名、褒状は吉岡喜十郎、井岡徳太郎、古屋茂三郎、大野金五郎および亀岡瀧司の5名がそれぞれ受賞した。

(2) 小林富次郎、平尾賛平、安藤福太郎、長瀬富郎、丸善株式会社、福原有信、斎藤吉次郎および前神醇一の8名は第5回内国勸業博覧会に続いて連続の受賞であった。

(3) 出品された歯磨の2/3が粉歯磨、1/3が練

歯磨で、その他に数点の水歯磨があった。

(4) 粉歯磨の多くは炭酸カルシウムを主成分とするもので、その品質は良好であった。

(5) 歯ブラシの受賞者は1名で、大阪の小林朝之助がはじめての出品であったが、記念3等賞を受賞した。

文 献

- 1) 大橋正敬, ほか: 東京勸業博覧会の歯科出品物, 第1報 歯科器材について, 歯医史, 18(2): 45-51, 1992.
- 2) 大橋正敬, ほか: 東京勸業博覧会の歯科出品物, 第2報 歯磨および歯ブラシについて, 歯医史, 19(1): 13-23, 1992.
- 3) 大橋正敬, ほか: 東京勸業博覧会歯科出品物の審査結果, 第1報 歯科器材について, 歯医史, 18(2): 52-63, 1992.
- 4) 東京勸業博覧会: 東京勸業博覧会受賞人名録, 108-111, 1907.
- 5) 東京勸業博覧会: 東京勸業博覧会受賞人名録, 274, 1907.
- 6) 東京府: 東京勸業博覧会審査報告, 巻6, 272-276, 1908.
- 7) 東京勸業博覧会: 東京勸業博覧会受賞人名録, 138, 1907.
- 8) 東京勸業博覧会: 東京勸業博覧会受賞人名録, 305, 1907.
- 9) 東京府: 東京勸業博覧会審査報告, 巻7, 78-80, 1908.
- 10) 東京府: 東京勸業博覧会審査報告, 巻6, 229-234, 1908.
- 11) 東京府: 東京勸業博覧会事務報告, 上, 289-290, 1909.
- 12) 東京府: 東京勸業博覧会事務報告, 上, 27-35, 1909.
- 13) 大橋正敬, ほか: 第5回内国勸業博覧会の歯科出品物, 第2報 歯磨について, 歯医史, 15(2): 126-138, 1988.
- 14) 大橋正敬, ほか: 第5回内国勸業博覧会歯科出品物の審査結果, 第2報 歯磨について, 歯医史, 15(4): 287-296, 1989.
- 15) 大橋正敬, ほか: 第4回内国勸業博覧会の歯科出品物, 第2報 歯磨について, 歯医史, 8(3): 46-51, 1981.
- 16) 大橋正敬, ほか: 第4回内国勸業博覧会歯科出品物の審査結果, 第2報 歯磨について, 歯医史, 12(2): 79-84, 1986.
- 17) 歯科医学大事典編集委員会: 歯科医学大事典, 縮刷版, 医歯薬出版, 東京, 1943-1944, 1989.
- 18) 東京府: 東京勸業博覧会審査報告, 巻6, 229-234, 1908.
- 19) ライオン歯磨株式会社社史編纂委員会: ライオン歯磨80年史, ライオン歯磨株式会社, 東京, 79-129, 1973.
- 20) 鈴木 勝, 谷津三雄: 歯学史資料図鑑, 目で見ると歯学史, 増補改訂版, 医歯薬出版, 東京, 1-143, 1980.
- 21) 鈴木 勝, 谷津三雄: 歯学史資料図鑑, 目で見ると歯学史, 医歯薬出版, 東京, 1-66, 1976.
- 22) 小林富次郎: 歯磨の歴史, 小林商店, 東京, 21-37, 1935.
- 23) 山田平太: 明治に於ける商品としての歯磨, 日本口腔衛生, 14(152): 22-35, 1932.
- 24) ライオン歯磨株式会社社史編纂委員会: ライオン歯磨80年史, ライオン歯磨株式会社, 東京, 45-47, 1973.
- 25) 高木栄吉, 清宮秀之助: 東京勸業博覧会実記, 東宝新聞社, 東京, 20-23, 1907.